

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 2月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	給復水系高圧給水加熱器（1B・2A）の点検時、給水逃し弁の弁棒に偏摩耗が認められたため、当該弁棒を修理	D	
2	1号機	主復水器細管洗浄装置回収器（B・C・D）入口電動弁駆動部の点検時、ハンドホイール及びハウジングキャップ摺動部に摩耗、ハンドホイール爪部に変形が認められたため、当該部を修理	D	
3	1号機	炉心スプレイ系（B系統）注入弁の分解点検時、弁棒のバックイン摺動部に腐食が認められたため、対応検討	C	7月18日再審議にてグレード変更 D → C
4	1号機	給水制御弁の点検時、内弁ゲージ下部シート面等に浸食が認められたため、当該部を修理	D	
5	1号機	低圧タービン（A）下半内部車室の浸透探傷検査時、内面（溶接部等）に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
6	1号機	低圧タービン（A）下半ダイヤフラムの浸透探傷検査時、ノズル溶接部等に指示模様が認められたため、当該部を補修	D	
7	2号機	定期事業者検査（高圧注水系機能検査（運1））の要領書説明時、検査用計器の精度に誤記が認められたため、対応検討	D	
8	2号機	高圧注水系機能検査の事前準備作業中、原子炉建屋内で塗装工事を実施していることに気づき、非常用ガス処理系の起動を一時中断したことにより、当該機能検査の開始時間が遅延したため、対応検討	C	
9	2号機	タービン建屋排気放射線モニタ（c h. A/B/C）に異常がないにも関わらず、プロセス計算機警報タイプにて「タービン建屋排気放射線モニタ高レンジ下限逸脱」の警報メッセージが打出しされたため、当該警報回路を点検・修理	D	
10	4号機	仮設電源切替作業に伴う原子炉建屋モータコントロールセンタ4D-4A（照明用変圧器）の裏面端子台の点検時、端子台にひび割れが認められたため、当該端子台を修理	D	
11	4号機	制御棒駆動水ポンプ（B）の点検準備作業時、当該ポンプ出入り口弁等（4台）において、シートパスの可能性が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	4号機	主発電機の機内リークチェック実施時、温度測定用リード線の貫通部（計8箇所）より水素ガスの微少リークが認められたため、当該部を点検・修理	C	
13	4号機	気体廃棄物処理系露点温度記録計交換作業において、記録計電源アイソレ時の誤操作により、非常用ガス処理系（B系）が誤動作したことが認められたため、対応検討	B	
14	5号機	常用換気空調系冷却装置（H）の点検時、送風機（A）駆動用電動機のプリーベルト溝に摩耗が認められたため、当該プリーを交換	D	

15	5号機	バッテリー室空調系給気ファンにおいて、内部より異音（キュルキュル音）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	5号機	主復水器細管洗浄装置（C1）ボール循環運転時、差圧検出配管の詰まり等の可能性による「スクリーン差圧大」警報の発生が認められたため、当該配管を点検・清掃及び対応検討	D	
17	6号機	復水器脱塩装置No. 1D塔の新樹脂急速洗浄作業時、弁の誤動作（開）による水の漏洩が認められたため、対応検討	C	
18	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置圧縮機（B）において、電源ケーブル端子固定用ビスのねじ山に潰れが認められたため、当該ネジを交換	D	
19	6号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機起動用空気圧縮機は、空気貯槽圧力指示計の指示値が自動起動設定値以下になっても、起動しないことが認められたため、当該圧力指示計を点検・校正	D	
20	集中環境施設	廃液乾燥固化系遠心薄膜乾燥機供給タンク液位計の点検時、計器精度外れが認められたため、当該液位測定回路を点検・修理	D	
21	集中環境施設	高温焼却炉燃料移送ポンプにおいて、軸受オイルシール部より潤滑油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	集中環境施設	雑固体焼却炉（A）焼却灰取り出し作業中、灰ドラムレベルスイッチの動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
23	集中環境施設	補助建屋東側扉において、扉の下部ロック部及び施錠部の腐食による施錠不可が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで